

※本仕様書は、当該業務の企画提案募集に当たり、業務内容等を示すものであるため、最終的な仕様書は、受託者決定後、受託者と協議のうえ、千葉県が作成する。

手賀沼・手賀川周辺地域における食のブランド「手賀さんち」 認知度向上・販売促進事業業務委託

1 業務の背景と目的

手賀沼及び手賀川は、柏市、我孫子市、印西市を主な流域とする都心から一番近い天然湖沼である。周辺地域には豊かな自然環境をはじめ、景観的な要素から文化・スポーツ的な要素まで多様な特性を有しているほか、近年は、農産物直売所等周辺施設の集客数の増加や、農地を活用した民間事業者等による新たな事業の展開等、様々な取組が意欲的に行われている。一方、地域全体が連携した一体感のある取組が十分ではないことが地域活性化の課題となっている。

この課題解決に向け、「手賀沼手賀川活用推進協議会」（構成員：柏市、我孫子市、印西市及び千葉県の職員）において、より多くの交流人口・関係人口を創出し、地域の賑わいづくりを推進していくため、本地域にとって魅力ある重要な地域資源であり、民間事業者等による活動や取組が進んでいる「農」を軸とした取組の検討を進めてきたところである。その一環として、昨年度は、地元農林水産物を使用した加工品や地産地消メニューを手賀沼手賀川活用推進協議会がブランド認定する「手賀さんち認定制度」(※)を創設した。

本業務では、「手賀さんち」の認知度向上及び新たな加工品・地産地消メニューの開発・販売支援や地域の事業者間の連携促進を行うことで、本地域のブランド力の向上や賑わいづくり、更なる交流人口・関係人口を創出し、地域活性化を図ることを目的とする。

※…制度の詳細については、「手賀さんち認定制度実施要綱」のとおり

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3 業務内容

本業務では、以下の内容を行うものとする。

(1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進

手賀沼・手賀川周辺地域全体のブランド力の向上と賑わい創出のため、本ブランド及び本地域の加工品や地産地消メニューを広くPRする。

ア 各種広報媒体を用いたPR

「手賀さんち」の認知度向上および認定品の販売促進のため、認定品や本地域の特

色等について記載された広報資材を、別表の規格に基づき作成する。また、県や関係市等がSNSやウェブサイト、広報誌等でPRできるよう掲載できる写真や掲載原稿を作成し、委託者に提供する。

【留意事項】

- (ア) 広報媒体への掲載内容については、事前に委託者と協議することとし、関係者（認定品を販売している飲食店や加工品事業者等）の承諾を得ること。
- (イ) 広報資材の配布先等については、委託者と協議の上、決定すること。
- (ウ) 各広報媒体でPRできるように作成する写真については、媒体の規格に沿ったサイズで調整できるようにしたうえで提供すること。
- (エ) 写真や原稿については、「手賀さんち」や本地域へ興味・関心が持ってもらえるよう、わかりやすく、インパクトのあるものを提供すること。
- (オ) 作成したカタログパンフレット及び撮影した写真は、データ形式で提供すること。
- (カ) ブランドロゴの使用にあたっては、ロゴマニュアルを順守すること。

別表 広報資材の規格について ※契約後に県と協議の上、決定する。

カタログパンフレット	規格	両面刷り・16ページ以上（表紙含む）、中綴じ、フルカラー印刷 サイズ・紙質は旅行における携帯に適したものを提案すること
	数量	5,000部
	掲載内容	①「手賀さんち」の基本情報（認定基準やタグライン・ブランドステートメント） ②認定加工品・地産地消メニューの紹介 ③認定加工品・地産地消メニューの素材となる農林水産物及びその生産者の紹介 ④交通手段を掲載した、見やすく工夫された地図情報
	梱包	100部単位で梱包すること。
	納入期限	11月ごろ

イ イベント出店によるPR

認定品の販売促進を目的として、ショッピングモールや直売所等、または本地域で行われるイベントブース等において、「手賀さんち」や認定品PRのためのイベントを実施する。

【留意事項】

- (ア) 契約締結日から令和9年2月28日までの間に、本地域及び本地域外でそれぞれ

1回以上実施すること。

- (イ) 出店場所については委託者及び出店する施設の設置者・管理者と事前に協議すること。
- (ウ) 出店に係る手配及び当日の設営・撤去、人員配置等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。なお、出店に係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (エ) イベント開催に当たっては、「手賀さんち」のブランドイメージと整合を図ること。ブランドのロゴを用いる際は、ロゴマニュアルを守ること。
- (オ) イベント時には委託者が貸与・提供する広報物資を使用すること。
- (カ) イベント時の写真や動画のほか、来場者の属性や購買動向を把握できるデータ（アンケート結果や売上分析等）を整理し、報告すること。

(参考) 広報物資について

のぼり旗 (600×1,800mm)



ポスター (A2)



ステッカー (100×100mm)



三角POP (121×138×67mm)



ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援

地域ブランド力をより一層強化するため、地域資源を活用した加工品・地産地消メニューの開発及び開発した加工品・地産地消メニューを「手賀さんち」の認定品とすることに意欲のある事業者を募集し、開発・販売までの支援を行う。

【留意事項】

- (ア) 開発する加工品・地産地消メニューは、認定品とすることを前提としているため、開発するものは認定基準に合致していること。
- (イ) 販売前には、商品の購買対象者及びニーズの把握、また、品質、価格設定等について消費者からの評価を調査するため、一般消費者によるテストマーケティングを行い、その結果を踏まえ、事業者に必要な支援を行うこと。
- (ウ) 加工品を開発する事業者及び地産地消メニューを開発する事業者をそれぞれ、1者1品以上選定することとし、選定は委託者と協議して行うものとする。

(参考) 令和7年度の認定加工品・地産地消メニュー

事業者等の名称	加工品等の名称	原材料産地
株式会社風土食房	香ばし焦がしねぎ油 やさしい辛さの唐辛子風味・くせになる大人の山椒風味	我孫子・柏産 長ネギ
中国料理 文菜華	手賀ワインパミス（ぶどう搾りかす）の香りを移したオイルで煮込んだフィッシングセンターの虹鱒 春巻き仕立て	柏産 フィッシングセンター虹鱒・手賀ワインパミス
手賀沼カレープロジェクト	デリー謹製 めまカレー	我孫子・柏産 ほうれん草
たべるの cooking	まるでパフェなかき氷 いちご	我孫子産 いちご
	まるでパフェなかき氷 ブルーベリー	我孫子産 ブルーベリー
株式会社エグチライスファーム	SashibaBLANC マッコリ	柏産 米（コシヒカリ）
PATISSERIE NONTURNE	柏産いちごのミルフィーユ	柏産 いちご
	柏で育ったひとつぶ苺	
我孫子フレンチ レストラン テ ガーレ	ウニと人参のムースコンソメジュレ	我孫子産 人参など
	彩り野菜のテリーヌ	我孫子産 オクラ、アスパラガス、パプリカなど
Trattoria Chitarra	旬野菜のジェノベーゼ	我孫子・柏産 菜花、小松菜など
	季節のフルーツのサラダ	我孫子・柏産 柑橘類、イチジクなど

	自家製リコッタチーズとほうれん草の キッシュ	我孫子市・柏産 ほうれん草、小松菜
	ベジタリアンスープ	我孫子・柏産 玉ねぎ、かぼちゃ、カリ フラワー、カブ、新じゃがなど
	地元野菜のグラタン	我孫子・柏産 里芋、プチヴェールなど
有限会社ミスズ	柏キーマカレー、大辛柏キーマカレー 骨付きチキンカレー、カシミアール骨付き チキンカレー	柏産 柏幻霜ポーク 我孫子・柏産 東葛完熟トマト
	柏幻霜ポークの角煮 柏幻霜ポークの肉団子和風仕立て	柏産 柏幻霜ポーク
	ホンモロコの甘露煮	柏産 ホンモロコ

エ 地域の事業者間の連携促進

魅力ある認定品の掘り起こしを行うため、地域の事業者（生産者・飲食店・加工業者・販売事業者等）の連携を促進する、ワークショップやマッチングイベント等の企画・運営を1回以上行うこと。

【留意事項】

- (ア) 参加事業者が積極的に交流・連携できるよう効果的な運営を用いて行うこと。
- (イ) 地域資源や特色を活用した企画内容とすること。なお、企画の内容や実施方法は委託者と協議のうえで決定すること。

【企画内容の例】

- ・地域の生産者や飲食店、加工業者、販売事業者同士が連携した事例や、協働による成功例を紹介する講演
 - ・事前に参加事業者の要望や課題を把握し、希望する相手と個別に話す時間を設けるマッチング交流会
 - ・地域の特産品や資源を用いた新商品のアイデアを、グループで検討・発表するワークショップ
- (ウ) 開催する地域は、原則として手賀沼・手賀川周辺地域とすること。
 - (エ) 連携促進に資する機会となるよう、地域の事業者がより多く参加できるよう、効果的な募集手法を用いること。
 - (オ) 事業終了後、参加者へのアンケート等を実施し、結果を報告すること。
 - (カ) 必要に応じて、手賀沼・手賀川活用推進協議会構成員の同席について調整すること。

(2) 手賀沼・手賀川活用推進協議会におけるワーキンググループの運営支援及び報告会の開催

手賀沼・手賀川活用推進協議会に設置されているワーキンググループの運営支援及び同協議会幹事会における報告会を実施する。

ア ワーキンググループの運営支援

本事業の実施内容等の協議・検討を行っているワーキンググループで、業務進捗状況等の報告及び検討事項の協議を行うとともに、会議資料等の準備及び議事録の作成等の運営支援を行う。

ワーキンググループにおける議題等の会議内容やワーキンググループの開催回数(例年5回ほど)・時期・場所・方法等については、別途委託者と協議して決定する。

イ 幹事会における報告会の開催

本業務の実施結果をまとめ、手賀沼・手賀川活用推進協議会幹事会において報告会を開催するとともに、資料等の準備及び議事録の作成等を行う。

開催時期・場所・方法等については、別途委託者と協議して決定する。

4 業務完了報告等

(1) 中間報告及び最終報告

ア 中間報告

3(1)の実施状況等について、令和8年11月末までに中間報告書を取りまとめ、3(2)アに示すワーキンググループにおいて中間報告を行うこと。

イ 最終報告

3(1)の実施結果等について、令和9年2月末までに報告書を取りまとめ、3(2)イに示す幹事会において報告会を開催すること。

(2) 業務完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、成果品とともに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(3) 成果品の提出

成果品は、本業務で得られた物品等及び報告書とする。報告書に記載する内容は以下のとおりとし、電子データとして、委託期間終了日までに納品すること。

ア 4に係る実績

写真等による記録撮影した写真や動画は、県職員が用いる業務用パソコンにおいて閲覧及び簡易な編集が可能なデータとして納品すること。

イ その他必要なデータ・資料等

(4) 成果品の帰属、著作権等の取扱い

ア この委託契約の実施により得た成果品は、全て委託者に帰属する。

イ 受託者は、成果品の著作権（著作権法第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。

ウ 受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者に対して、成果品に係る著作権者人格権を行使しないことに同意するものとする。

エ 受託者は、成果物について、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証するものとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は受託者が負うものとする。

オ 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

カ 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができない。

5 その他留意事項等

(1) 業務計画書の作成

ア 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、提出すること。

イ 業務計画書には、業務概要、実施方針、実施スケジュール、実施体制等について記載するものとする。

(2) 秘密保持等

ア 個人情報を含め、本業務により作成又は得られたすべての情報については、管理を徹底するとともに、本業務の目的以外に使用してはならない。

イ 本業務により、作成又は得られた全ての情報の使用、保存、処分に当たっては、秘密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。

ウ 本業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務の目的外に使用

してはならない。これは、本業務の委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 再委託等の禁止

ア 受託者は本契約の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。主要部分とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

イ 受託者は、業務の一部を再委託するに当たっては、事前に書面により委託者の承諾を得るものとする。

(4) その他

ア 本業務の実施に当たっては、委託者と協議又は打合せを綿密に行うとともに、委託者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、委託者の指示に従うものとする。

イ 業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「談合及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特記事項」を遵守の上、遺漏のないよう遂行するとともに、特記事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

ウ やむを得ない事情により、指定された仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

エ 委託契約締結後、不測の事態により業務内容の変更又は中止となった場合の委託料の取扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて委託者と受託者において協議の上決定する。

オ 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

カ 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

キ 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。